

議案第32号

南風原町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

南風原町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年6月10日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の改正を踏まえ、町における旅費制度の全面的な見直しを行うまでの間、宿泊料金の高騰により職員等の職務遂行に支障が生じないように、特例的な措置として宿泊料の上限を引き上げる必要があるため提案する。

南風原町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(南風原町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 南風原町職員等の旅費に関する条例（昭和47年南風原村条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の1項を加える。

(宿泊料の特例)

2 当分の間、別表中「11,000円」とあり、及び「10,000円」とあるのは、「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に定める職務の級が10級以下の者の宿泊費基準額」とする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年南風原村条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(宿泊料の特例)

3 当分の間、別表中「14,800円」とあり、及び「13,300円」とあるのは、「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に定める指定職職員等の宿泊費基準額」とする。

(南風原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 南風原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年南風原村条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 当分の間、別表第1中「14,800円」とあり、及び「13,300円」とあり、並びに別表第2中「21,500円」とあるのは、「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に定める指定職職員等の宿泊費基準額」とする。

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年南風原村条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 13 当分の間、別表第2中「14,800円」とあり、及び「13,300円」とあり、並びに別表第3中「21,500円」とあるのは、「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に定める指定職職員等の宿泊費基準額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（南風原町職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の南風原町職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発した旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出発した旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
（南風原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）
- 4 第3条の規定による改正後の南風原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、施行日以後に出発した旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
（特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）
- 5 第4条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発した旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。